

## 随意契約理由書

本工事は茨木高等学校の A 館事務室内に設置されている自動火災報知設備の改修工事を行うものである。

対象機器は令和 6 年 5 月下旬に発生した、茨木市新庄町（学校所在地）を含む大規模停電の影響により、非常ベル機能が鳴りやまず、常時鳴動状態となったため、消防設備点検業者に連絡し、非常ベル発報を一時的に止めた。

一時的に止めたものの、令和 6 年 8 月 13 日に実施した消防設備点検にて、火災受信機に機能障害と指摘があり、早急に改修しなければ火災が発生した際に、消防署へ連絡がされない恐れがあり、生徒が安心・安全に生活することができないため、生徒の安全確保のため、速やかに自動火災報知設備改修工事の契約を締結する必要がある。

以上の理由により、本工事については、緊急に改修しなければ生徒及び教職員の安全性を損なうことから、入札による業者決定を行う暇がないことから、地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約を行うものである。

なお、本件は、直ちに機能回復を行わなければ安全性や授業に支障をきたすものであるため、大阪府財務規則運用第 62 条関係第 2 項第 10 号により比較見積書を省略する。